SMBC コンシューマーファイナンス健康保険組合

柔道整復師等施術療養費の審査点検業務及び内容調査に係る業務委託開始のお知らせ

平素はSMBCコンシューマーファイナンス健康保険組合の事業運営にご理解とご支援を賜り厚く御 礼申し上げます。

さて、平成31年2月19日に開催された第73回組合会(注1)にて柔道整復施術療養費・はり灸あんまマッサージの施術に係る療養費の審査及び施術内容調査について、下記のとおり外部業者へ委託することが決定いたしましたのでお知らせ致します。

これにより、加入者の皆様が柔道整復師、はり師、きゅう師、あんまマッサージ師の施術を受けられた際に、一定の基準を該当した場合には委託先業者から施術内容を確認する書類(照会文書)が送付されますので、ご理解ご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

※注 1)組合会とは、組合規約の変更、予算、決算、事業計画など重要な事項を決定する 健康保険組の「最高議決機関」で、その議員は当組合の被保険者の中から選定されています。

記

1. 業務委託先 ガリバー・インターナショナル 株式会社

◆設 立:1967年2月

◆資 本 金:3,000 万円

◆本 社:大阪市北区豊崎3丁目6番17号

◆主な業務:柔道整復師等の施術療養費に係る審査点検業務及び支払業務

◆Pマーク:第20000677(06)号

◆IS09001 : JUSE-RA-1976

2. 委託開始時期 平成 31 年 3 月 22 日以降健康保険組合へ到着した請求分より

3. 照会文書の送付 対象者には、ガリバー・インターナショナル「保険管理センター」より

「柔道整復師(整骨院・接骨院)での受診に伴う確認について」の封書が

送付されます。

※送付時期は、受診月の数ヵ月後となります。同封の回答書の作成のため領収書の保

管をお願い致します。

※送付先は、受診者の方の自宅住所になります。

4. 照会文書の返却 照会文書に記載されている回答期限までに「保険管理センター」宛てにご

返送ください。」

◆保険管理センター◆

東京都中央区日本橋茅場町3丁目4番2号(TEL)03-3661-3031

5. 個人情報保護について 個人情報保護法に基づき、ご回答いただいた内容については、委託先との 間で「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交

わしております。